

平成 27 年度 第 2 回 明石市立学校通学区域審議会 議事録

日 時：平成 27 年 8 月 18 日（火） 16：00～17：30

場 所：明石市役所分庁舎 4 階 教育委員会室

出席委員：12 名

欠席委員：2 名

傍 聴 者：2 名

配布資料：「平成 27 年度第 2 回明石市立学校通学区域審議会次第」

「明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（答申案）」

◎：会長 ○：委員 ●：事務局

1. 開会

●事務局

只今から第 2 回通学区域審議会を始めさせていただきます。

本日は委員 14 名中、12 名にご出席いただいています。

それではこれより議事に移りますので、会長、進行をお願いします。

2. 議事

◎会長

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、「明石市の小・中学校の適正規模に関する基準」についてです。

答申案の説明を、事務局からお願いします。

●事務局

資料に基づいて説明させていただきます。前回までの審議内容を踏まえて、事務局で案を作らせていただきました。ご審議いただき、修正等が必要なものについてはご指摘いただけたらと思います。

学校の適正規模の基準案につきましては、これまでの審議会では児童生徒の数、学級数について明石の現状と今後の予測、小規模校・大規模校のメリット・デメリット、それから特に小規模校のデメリットということで、教員の校務分掌のことや中学校での免許外教科担任、クラブ活動といったことについて、ご意見をいただいております。また、文部科学省から出されました学校の適正規模・適正配置の手引というのもご紹介させていただいて、幅広い観点からご議論いただいたところでございます。

それではお手元の資料の方で、明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（答申案）をご覧ください。

まず表紙をご覧ください。これまでは（検討案）ということで資料をお渡ししておりましたが、今回はできれば教育委員会へ答申する最終案ということで（答申案）としております。

それから表紙をめくっていただくと目次になっております。「1 基本的な考え方」から「6 適正化対策を進めるうえでの留意事項等」という構成になっております。

前回の審議会では、平成 27 年度の明石市の学校の現状や児童生徒数の推移等の確認をさせていただきまして、実質的にこの基準案について審議する時間が取れておりませんでしたので、前々回の審議会でもいただいた意見を反映した箇所について、あらためて紹介させていただきます。

7 ページの学校適正規模の基準項目として、3 月までは学級数と児童生徒数ということで両書きしていましたが、児童生徒数というところをアスタリスクの表示に変更しております。基本的に学級数で学校の規模がだいたい決まってくるので、学級数が決まると自動的に計算して児童生徒数が導かれるというところで、こういう記載の方法に変更しております。

審議の内容としましては、児童生徒数のところで、小学校では 360 人程度から 880 人程度、中学校で 270 人程度から 960 人程度というところの数字について、検討いただければと思います。こちらについては、別紙資料「学校の適正規模における児童生徒数の考え方」を参照ください。案では、小学校で下限 360 人、中学校で 270 人と記載しております。

この 360 人・270 人という数字は、1 クラスあたり 30 人として計算しております。

小学校で適正規模が 12 クラスからとなっていますので、12 クラスで 1 クラス 30 人程度と考えますと、そこから 360 人というふうに計算をいたしました。中学校の 270 人というのも同じように 30 人×9 クラスということで、270 人としております。

ただ、この数字がいいのかどうかというところで、30 人としておりますが、明石市では小学校 1 年生から 4 年生までが 35 人学級、5 年生 6 年生は 40 人学級でございます。1 年生が 36 人となると、18 人の 2 クラスということになります。適正規模の 12 クラスで下限の子どもの数を出していきますと、最少の計算で 226 人、最大の計算で 440 人という幅ができますので、このあたり 360 人の根拠が 1 クラス 30 人という根拠でいいのかどうか、現実に明石では 1 クラス 25 人以下の学級もございます。

25 人以下の学級が適当でないのかと言いますと、反対に少人数できめ細やかな学習ができるといういい面も言われています。ただもっと少なくなりすぎて、例えば 18 人になりますとクラスで授業をするときにグループ活動や体育で球技をするときに支障がでるといった意見もございますので、このあたりご意見をいただきたいところがございます。これが 1 点目でございます。

次に 12 ページをご覧ください。

適正化の判断基準としまして、この基準は一律にクラス数だけで判断するべきではなく、それぞれの現状を見てほしいといった意見が 3 月の審議会でも出ておりました。

最終的に子どもにとっての教育環境が一番大事であるというふうに意見がまとまってきたと考えております。

そういったことで、3 行目に「良好な教育環境を確保するため」という一文を追加しております。

それから、小規模校対策というところで、①から③までクラス数の段階ごと取る対策を記載しておりますが、以前は「③全学年で学年単学級となり、その継続が予測される場合、早急に検討する」とあったところを、「早急に対策を講ずる」というように表現を変更しております。

これらの点が、3 月の検討案からの変更となっております。

それから、変更ではありませんが、3 月にご議論いただいた中でのご意見で、6 ページの学

校適正規模のうち、学級数のところで、中学校の適正規模について、適正規模が9クラスから24クラスというようにまとめておりますが、9から24というのはいぶん幅があるのではないかというご意見をいただいております。24よりも18という数字も出ていたように思います。

最後に、11ページの適正化対策を検討するうえでの留意事項等のところで、(7)地域コミュニティに対する配慮として、昨年来、大久保小学校の過大規模対策で校区変更等の審議をいただいたときも自治会等を大事にということ、特にこの地域コミュニティに対する配慮は大事にしていく必要があるのではないかという意見もいただいております。

本日ご審議いただく答申案としては、これらの変更点やいただいた意見を含めて、再度ご確認ご検討いただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

◎会長

事務局からの説明をお聞きになって、ご意見やご質問があればお願いいたします。

旧文部省が出していた資料の中で、学級数について12学級から18学級が標準規模であるという視点があります。では19から24という数字はどのように考えるのかと思っておりますが、統合の場合の標準規模と示してあります。統合というのは、2つや3つの学校が1つになった場合の標準規模は19学級から24学級ということになっています。

例えば明石市のように1つの学校のときは、19から24は適正と言わないのかという議論にもなると思います。

我々が今決めようとしている明石市の場合は、12から24という数字は出していますが、この19から24という数字をどう捉えるかということが大事かと思っております。

この標準規模は昭和59年に決めたものですので、この頃とは相当違いがあるということは認識しながら捉えたらいいと思っております。

ただ、さきほどの12から18というのが、1つの学校の元々の標準規模であるというのが一つの視点と思いました。

それから、小学校と中学校の適正規模の学級数が示されていて、明石市で決めようとする場合に、学級数が小学校では12から24、中学校は9から24というのが適正規模であるというラインが仮に出ていますが、その横に「1学年あたりの学級数等」とありまして、小学校では2から4が適正規模で、大規模校は4から5となっています。では4というのは適正規模なのか大規模なのか、これは学年の組み合わせが違ってきた場合の重なりが4だと分かってきましたが、お分かりでしょうか。

中学校でも、適正規模が3から8、大規模校は8から10と重なりがありますので、そのあたり1学年あたりの学級数で捉えるよりは全体の学級数で考えていただく方が、整理がしやすいと思っております。

あと、案で出されました全生徒数というのが非常にあいまいな数字で分かりにくかったところですので。

適正化の判断基準のところでは、小規模校対策の①「学年単学級が小学校では1～2学年」とあるのを、1年生、2年生のことだと読んでしまいましたが、これは6学年中1つか2つの学年ということですので、このあたりが気になった点です。

学級数の重なりを説明しにくいのですが、事務局から補足説明をいただければと思います。

●事務局

小学校は6学年ありますので、25までいくときには学年によっては4学級もあり得るということになってはいますが、見られた方が誤解されるようであれば、平均という言い方は少し違うのですが、表現の方は精査させていただきます。

◎会長

文字が増えてもいいので、もう少しご説明いただけたらありがたいです。
委員のみなさん、ご質問やご意見などはありますか。

○委員

12ページの適正規模の判断基準で、小規模校対策について、小学校にはこれでいいと思いますが、中学校で学年単学級が1学年出た時点で検討し始めるのは、3ページの表では小規模の区分に入っているうちは全く検討しなくて、過小規模になった途端検討を始めるということになると思いますが、その判断基準では中学校は遅すぎるのではないかと思います。

小学校はこの判断基準を見ると、小規模に含まれてきたら検討を始めて徐々に段階を踏めるとはと思いますが、中学校では検討を始めたらすぐに対策を講じる段階まで進むのではないですか。中学校は1学年が単学級でも大丈夫なのではないでしょうか。

◎会長

中学校で各学年が2学級として6学級の小規模校が、1学年が単学級になれば、全体は5学級で過小規模になるのではないかとのご指摘です。

小学校であれば、各学年が2学級として6学年で12学級のうち、1学年が単学級でも11学級で小規模校になるということです。

前年度の委員からは、クラブ活動などでも大丈夫ではないかという発言もありましたが、いかがでしょうか。

3学年中2クラスが2学年、1クラスが1学年のような5クラスの規模では、学校運営はいかがでしょうか。

○委員

そういった経験がないのですが、明石市内ではそういった問題にあてはまるのは錦城中学校ですが、将来的に平成33年度までの推計も6クラスですし、1クラス約30人程度で1学年2クラスだということですが、特にそれで問題等は聞いておりません。

◎会長

もしも5学級になっても、そんなに変わらないというお考えでしょうか。

○委員

そう思います。

◎会長

中学校が 5 学級で過小規模となると、やりにくい面もあるのではないかとと思いますが、事務局はいかがですか。

●事務局

もともとこの判断基準につきましては、明石市の方でも以前から学校の規模や校区のあり方について調査研究をしております、平成 23 年度に一度整理をさせていただいた考え方に基づいて案を作成しております。

そのときどうだったかということですが、学校の規模に合わせて、その学校におけるその学年の学級数がどのくらいであるかというのに焦点を当てた判断基準を当時は作らせていただいて、現在もそれを踏襲しているところです。

やはりクラス替えができないというのが学校運営にとっても一番大きいのではないかと、ところで、小学校においても単学級の学年が発生している、中学校においても単学級の学年が発生したということになってくると、やはり検討をしていかないといけないであろうという案になっております。

本日の審議会の中で、やっぱり中学校で 1 学年 2 クラスになったら問題ではないかというご意見等があれば、判断基準についても検討してもいいかと思えます。

クラス替えができない学年が発生していくというのは、一つの大きな分岐点であろうというところで、こういう案になっております。

◎会長

よろしいでしょうか。

では少しずつ具体的に入らせていただきたいと思えます。

6 ページから入らせていただきます。

我々が判定するのは学級数で、9 から 18 学級が適正規模としておくのが良いのではないかというご意見をいただきました。

案としては、小学校は 12 から 24 学級、中学校は 9 から 24 学級を適正規模としておりますが、これについてご意見をお願いしたいと思います。

○委員

24 学級だと 6 学年の平均で 1 学年 4 クラスずつ、中学校では 3 学年の平均で 1 学年 8 学級となりまして、ちょっと大きいかないという気がしなくはないです。活力が生まれるということでもいいかと思えますが、ただ明石市の実情に応じて考えていくというのが重要ですし、難しい。多いほうがいいのかもかもしれないし、そもそもなぜ 18 という数字が出てきたのか、ちょっとそこがよくわからないところです。

18 学級だと 1 学年平均で 6 学級、6 と 8 がどのくらい違うのかという話になるかもしれませんが、学年団を作るときにはそのくらいの方がいいのではないかなという気はしています。

一つ加えておきますと、先ほどのご指摘はすごく的を射ているご意見だと思えました。

中学校の場合、このままだと単学級になってから初めて検討をし始めるのかというご指摘

で、ここに挙がっている方針というのは、特に中学校に関して言うといろんな見方ができるのですが、先ほどのご説明ではクラス替えができるかどうかということですが、もう一つは9が下限になっているのは9教科あって、教科担当が担任を持てるという意図があったはずなので、その観点から行くと9という数字には意味があって、さっきのクラス替えができるかどうかが始点になると、6にならないとおかしいです。ですから、ここに掲げている方針をどういうふうを読むかによりますが、適正な下限が9学級で、教科担任という意味合いかつクラス替えもできるというニュアンスがあるとしたら、実はさっき言われていたことはその方針と若干の食い違いがあるという、矛盾をご指摘になられている、非常に妥当なご指摘と言えます。

反面、もしそういうふうにと考えると、難しい問題があるなと思ったのですが、12ページの適正化の判断基準と6ページの中学校の適正規模の基準に、若干首尾一貫しないところが残る可能性があるなと思います。

どういうことかという、中学校に9学級が適正であるというのを一律に適用すると、錦城中学校は直ちに検討対象になりますので、そこが明石市の実情に応じたということと言うと、判断基準にも一定の意味があるかと思います。

ただ論理的に首尾一貫させようとする、それを踏まえて書き直しをしなくては行けない可能性もあるかと思います。

会長からご指摘があったところに戻りますと、小学校は22学級くらいでいけるかなと、昔からすると大分小さめの学校ですが、中学校のほうがこれでいけるのかどうか、実情がよく分かっていないのですが、混雑している感じはないのかなと思います。

◎会長

学年が8クラスという規模の学校の想定と、6学級くらいであれば18クラスになりますので、そういうイメージなのかということだと思います。

○委員

生徒数の推計表を見ますと、5～6年の間に18クラス以内には収まってくるので、中学校の適正規模を24学級にしておくことに、何か特別な意味があるのかと思ったりもします。

大久保中学校のことかと思いますが、ここはどのみち24を越えるし、ここは中学校の現場の様子とかをお伺いしたほうがいいのかもしれません。

◎会長

平成33年度になれば、大久保中学校と大久保北中学校と二見中学校以外は18までになるのではないかという推移です。

○委員

多くなると活気が出てきますが、子どもたちの活躍の場がどうなるのかということと、先生方の意思疎通がどうなるのかちょっと見えないので、1学年8クラスというのが学校運営上どのような意味が出てくるのかということだと思います。

○委員

去年の大久保北中学校は全学年が5学級ずつでしたので、非常にコンパクトで、1学年170名くらいで、修学旅行に行っても学年で動いても、あるいは全体で動くにしても、スピーディで混雑も少ない。また職員数も1学年9名くらいで、各教科1名というわけにはいきませんが、非常に動きやすい。

今年の大久保中学校は、今3年生が8クラス、2年生が9クラスで生徒数は360名です。

8クラスはまだいけます。修学旅行に行くとしても、8クラスで泊まるとなると何とかありますが、9クラス以上で360名となるとホテルを2つに分けることになりますので、それはいけないので無理してでも1カ所での宿泊となります。

学校の校舎というのは5つくらい連なっていて、そのうち1つは学習室なりで使います。1学年10クラスとなると、同じ学年でもいびつな配置になったりします。

8クラスはまだ楽です。活気もあるし、適正規模と私は思います。

◎会長

では6クラスと8クラスの差はそんなに無いということですか。

○委員

私は無いと思います。

◎会長

8クラスまでなら適正な範囲ということですね。

○委員

現場の先生方も経験的に、6から8なら大丈夫かと思います。

◎会長

私も現場にいたころは、神戸の中学校でしたが、3クラスプラス15人くらいの4クラスでしたが、学年全員の名前を覚えてすごくアットホームな学級経営ができます。ですから、学年全員の顔が分かり、指導もしやすく、修学旅行も連れていきやすいし、ただ球技大会や合唱コンクールでは競い合いが非常にいびつになって、3クラス4クラスしかないところで優勝を決めるとかいうことになると、ちょっとかわいそうな部分も出ていました。

その前の朝霧中学校の頃は、10クラスくらいあったと思います。そのときは学年で合唱コンクールや体育大会で優勝しようとする、本当に大変な競い合いになって、先ほど言われた活気があるという面ではその通りだと思います。

しかし大きくなりすぎると生徒指導上はいろんな問題がありました。ただ、教科はたくさんの先生方がいて、理科だったら6名や7名いらっしゃるの、教科の先生同士の連絡は取りやすく、教科指導はしやすかったです。生徒指導や生徒を動かすときには、非常に大変でした。

最後に大久保中学校に勤めましたが、大久保中学校はその当時8クラスくらいでしたが、非常にやりやすくて指導が徹底する頃でした。

私自身も8クラスはまだ可能だという思いがありまして、10クラスとなると大変だという感覚があります。4クラスくらいだとアットホームな学校づくりができるなど感覚的には言えます。

○委員

全く同感でございます。

◎会長

6と8だとあまり差異無くいけるという考え方ですね。

○委員

この大きさでも教頭先生は一人ですよ。

中学校のときに、一点気になったのは、生徒指導のお話がありましたが、高校などはある程度大きな学校だと教頭が2人体制で、教頭先生がおいでにならないと動かないので、例えば外に呼び出されて出て行かなくてはいけなくなったときに、別の問題が起こる可能性というのは、400人の学校と900人の学校とでは確率論的には倍になってもおかしくはないわけですね。そうなったときに大丈夫なのかなという懸念があります。

だからといってコンパクトにするという方向だけでなく、何らかの形で教頭先生の加配がついたりするとありがたいことだと思いますが、そういった観点でも8クラスでも大丈夫ですか。

○委員

以前、大久保中学校の教頭のときに、最大10クラス、9クラス、9クラスということがありました。

◎会長

確かに24よりも18の方がベターだと思います。中学校の場合は運営しやすいと思います。しかし、いろんな観点から言うと、私の経験値から、明石市の場合は24クラスでも大丈夫かだと思います。いかがでしょうか。

原案は、小学校は12から24というのはどなたもこれくらいでいいということですが、中学校の場合は9から24なのか、9から18を適正規模とするのか、大きな議論でした。

中学校現場の経験者からの意見もありましたが、それ以外のいろんな考え方もありますので、教科担任制とか、教頭先生だけでなく主幹教諭も増えていますので、学校経営としてはある程度は24でもいけるのではないかというニュアンスは持っていますが、ですから原案どおりですが、いかがでしょうか。

●事務局

明石の現状も考慮いただいて、これまでの議論の中で、小学校と中学校で若干違う規模で適正規模としようとして進めていただいていると考えています。

今ご議論があったように、中学校では実際はかなり大きな規模の学校もございます。

1 学年の学級数によって、教科担任制ということもあって、先生の数の話も何度か議論していただきましたが、そのあたりも含めて、今の案である小学校は12から24が適正規模、中学校は9から24が適正規模というのは、今までの議論も聞かせていただきますと、妥当なところかと考えております。

ついでで申し訳ありませんが、この適正規模の基準と、対策を考えたときの基準に若干矛盾があるのではないかということですが、それについても、これまでも審議会の中でご議論がありましたし、事務局としても、適正規模の基準というのはあくまでも基準ということで、そこを当然目指すべきということで基準として定めていただいて、現状がそれにあっていないから変えていくのかという検討をスタートするというのとは、少し違っても矛盾ではないのではないかと思いますし、これまでの審議会の議論でもそういう形で進められてきたと我々は考えています。

◎会長

審議会の委員が代わった時に矛盾があるのではないかとならないように、委員のご指摘にはできるだけ対応していきたいと思います。

では、6ページの学校の適正規模で、本市としては原案どおり中学校の適正規模校は9学級から24学級としてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

◎会長

7ページの児童生徒数について、小学校は「全児童数360人程度から」というのはあくまでも30人×12学級である。中学校も30人×9学級で270人という数字ということです。

しかしもう少し人数を細かく見ていくと、明石市の場合は4年生までが35人学級であるということを考えれば、最小値は226人になるということであります。

そうなると、本文の360人程度というのは220人程度という数字になってくるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

個人的には、現実に近い数字にしている方がいいのではないかと思います。単に30人×12学級という数字ではない方がいいのではないかと思います。

○委員

そもそもこの児童生徒数について、言及する必要がどの程度あるのでしょうか。

どうしても書いておきたい意図があれば書いておいてもいいと思いますが。

◎会長

確かに6ページの基準で決めたら、児童生徒数はその学級数かける、ですよね、普通は。

○委員

現行法制ではそういうふうに考えます。

◎会長

何もこれを記しておく必要がないじゃないかということですね。

○委員

もし何かお考えがあって、どうしてもこれを書いておきたいというのであれば、書いておいてもいいと思いますが。

◎会長

確かに「目安とする。」という語尾も、非常にあいまいな語尾ですね。

○委員

逆に言うと、これを書いておくことによって、明石市教育委員会としては一定の考え方を持っているという意思表示になりますので、その意思表示が妥当かどうかということもありますよね。

端的に見たらこれより小さい学校の人は気にされると思います。

◎会長

あくまでも先ほど決めさせていただいた学級数というのが、非常に大きな基準になりますので、児童生徒数というのが果たして、どのように、数字を書く必要があるのかどうかというところですが、いかがでしょうか。

●事務局

そもそも児童生徒数が出てきたというところですが、当初かつて調査研究を行ったときも学級数に基づいて、児童生徒数の記載はさせていただきました。ある程度一定の目途というか、この学級数であればどのくらいの児童生徒数になるのかという、参考程度の内容だったかと思います。

今、実際課題として考えられますのが、1学級あたりの人数になってくるのかなと思っております。この1月に文部科学省から出された手引きでも、過小規模対策が中心となっています。明石はこれには該当していませんが、全学年が単学級の学校にあっても1学級の人数が10数人から35人とか40人とか、その部分についての差が課題であり、2つのクラスに分かれても、18人の2クラスが良いのかどうかといったようなところでの議論になっていたのかなと思っております。

明石の場合は、ほとんどが複数学級ができる学年であり、なおかつ単学級が起こったとしてもぎりぎり40人を割っているところで、現時点での明石の地区の状況からすると、この児童生徒数を書く意味というのは参考程度というかたちになってくるのかなと考えております。

そういった意味もありまして、こういったアスタリスクの表示としております。

◎会長

では書かなくてもいいということですか。

●事務局

参考ということです。

●事務局

事務局としてはあくまでも目安として、人数としてはどの程度ということですので、そういう意味から言うと、下が360人ということで、例えば30人学級が一番いいところじゃないかと示させていただいて、ところが上の880人というのは現行の制度の中での上限のところの数を書いているわけで、ある意味矛盾がありますから、目安であるということであれば、今の制度の中で考えられる本当の下限と上限を書く方がむしろ良いのかもしれない。

そしてこれははっきりと目安として今の学級数ですと、今の制度でいくとこの人数になりますと、目安であるということをもう少しははっきり表現して、本当の下限と上限を書くのが良いのかもしれないと思っております。

◎会長

新聞にも載りましたが、大観小学校区では非常に動揺があったということをおっしゃっていました。

大観小学校はこの数字を下回るのも、そうしたら目安としてこの学校は当てはまらないんじゃないかというような感覚になるのかもしれない。

○委員

大観小学校の名前が出たときに保護者の間で色々な噂が出てきたそうです。そういう意味では数字を挙げることで一つの目安にはなりますが、敢えて挙げない方がよいのかなと思います。

おそらく対策を講じたときに、いろんな分野の方からいろんな意見が来るので、この基準もしっかり柱として挙げている方がよいのかなと思いましたが、明確にしている方が言いやすいのかなというのも一つの意見です。

◎会長

例えば226人という数字を出した場合に、大観小学校の場合はそれに届かない年もこれから出てくるという予想です。

じゃあ226人に足りていないじゃないかということになってきますので、明確な数字を出すことがいいのかどうかということにもなってくると思います。

確かに事務局の言われるとおりの、違いはきちんと書いた方がよいというのは分かりますが、あまりにも226人という数字が生きるというのも怖いかなと思います。

○委員

気になるのは、18人のクラスがどういうふうなのかとおっしゃっていただきましたが、こ

ここでは一切議論していないので、かつこれは学校規模の話なので、事務局のお考えは分からないので何とも言えませんが、あくまでも一般論で言うと、18人という規模は悪い数字ではないはずです。

少ない感じはするかもしれませんが、現行法制では十分これでいけるという数のはずですし、人事を回すときにも18人のクラスがあるということによって、事務局の裁量の幅が十分しなやかに人材波及できる可能性が出てくるところもあるかもしれませんし、却ってあった方が良くもありませんし、クラス替えができるということは一体どういうことかというところ、保護者の方は小さいクラスで、クラスがいっぱいあって、そこでシャッフルしてもらえのがあるがたいというのが今の趨勢であって、1クラス40人でイメージされている方はもはやいいですし、それが望ましいと思われる方も少ないような気がしますので、むしろ18人というのは世界の動向からしてもむしろ望ましい方向なので、それを敢えて打ち消すのであれば、ちょっと準備しないと事務局の方針はどういう方針かと問われたときに答えようがないですし、少なくともここでは責任を持って議論されてはいないですね。

だからここにこだわって出されるのは委員としては難しいなという思いがあります。

18人は少ないとは言えないですね。教師の立場に立てば18人は面倒が見やすいかなと思います。

◎会長

この場合ですが、ここに載せる目安とするというかたちで置きたいというのは事務局からも出てきました。

委員の方がでしょうか。ちょうど学級数を出して適正規模を出した後に、この付随した児童生徒数というのが出てくる必要があるのかどうかご意見をお願いします。

○委員

適正規模でないといけないというところに、どうしてもなっている感じがします。

学校がどのくらいの規模か聞かれたときに、「適正規模です」とは言わないですね。「中規模の学校です」と言います。もう少し少ない学校の校長先生でしたら「小規模です」と言われます。「小規模ではダメですか」というニュアンスではないですね。大きな学校では「大規模です」となります。

どうしても適正規模でないといけなくて、大規模小規模を今何とかしないといけないというふうになっている、だから24学級の中学校を適正規模としないといけないかどうかなというかたちになっているのをちょっと心配しています。

8ページ以降の適正化方策について(1)小規模校対策としてあって、(2)過大規模校対策となっています。

おそらく過小規模の学校ができたときに対策をするべきで、小規模校でも対策をするということになると、300人以下の学校があるわけで、そこへの対策をしようとしているのかということになるのではないかと聞いています。

だから、適正規模以外を認めないということではなくて、標準的にこれが望ましいとは思いますが、小規模はダメ、大規模はダメではなくて、それぞれのメリット・デメリットもあります。

ただこれが過大規模になると支障が大きい、また過小規模でもデメリットが大きいから対策をしましよと、ただ過大規模になる、過小規模になる、その手前のところの大規模なり小規模になったときに、このままでいくとどうだろうと、推移を見たり、地域や保護者の状況も聞きながら進めるということでは捉えたほうがいいのではないかと聞いています。

◎会長

本市では過小規模は今のところないですが、小規模はありますよね。

○委員

大久保小学校のことを考えたのは過大規模だから考えたということですよ。小規模対策と書いて、過大規模対策と書くのはどうかと思って見ていました。

◎会長

先ほどの6ページでも過小規模校は書いていないです。11クラス以下を小規模校として、過小規模も含んでしまっています。

国から出ているのは、5以下とかで過小規模というものもあると思います。でも明石市の場合はこの範疇でいいじゃないかということで4つの区分でいっていますが、もし過小であれば5クラス以下とかになるとと思いますが、今後の推移や明石市の状況から見ても10年以内はそういうことはあり得ないだろうと思って、私自身はそのあたりはこの4区分でいいと思っています。

○委員

数で言うと小規模の学校で動揺が起こってしまうというのは本意ではないですよ、この場合。

◎会長

それは確かに本意ではありません。

7ページの児童生徒数のところで、委員のみなさんいかがでしょうか。

さきほど、これは無くてもいいんじゃないかというニュアンスをおっしゃっていましたが、事務局の方としては目安だから置いておいてもいいんじゃないかという状況だと思います。置くとしたらしっかりと数字を書くべきだというのが案だと思います。

○委員

後は目安というのは一体何を示すのかというのは、別の場面でも質疑が起こると思います。

それに対してちゃんと受け答えができるようにはしないとイケませんし、ひいては我々委員が聞かれたときに答えられないと具合が悪い面があると思います。

●事務局

委員がおっしゃるように、ここについては審議会での議論はされていないと思います。その中で、下限は30人というところを当てはめています。

実際にはもう少し少なくともこのクラス数になるのに、中学校でも 30 人学級が一番最少というような書き方をしているので、委員が言われるように意図があるんじゃないかというふうに当然思われるわけですから、先ほど申し上げましたように、じゃあどのくらいの人数になるのかという目安ということになれば、今の制度上の本当の下限上限で示して、この文章の中の「効果的かつ多様な学習形態や集団活動を可能とするため」という文言も省かせていただいて、あくまでこのクラス数であれば今の制度上はクラス編成からいくとこのくらいの人数になりますという、単なる参考説明というかたちでいかせていただくのが一番良いのかなと思います。

◎会長

やはり私も目安とするというのが、ちょっとこだわっているところで、先ほど決めた適正規模校であれば、現在であればこの人数の範囲であるという書き方であれば分かりやすいと思います。

○委員

「目安とする。」と断言することが、政策方針になってしまいます。

今のご説明では、この基準でいったら人数はこのくらいになりますといった、事実説明としてされようとしています、「目安とする」ということとはニュアンスが違ってきますので、今のものをそのままお書きになるなら（参考）として、児童生徒数についてこの基準でいくと小学校の場合は何人～何人、中学校の場合は何人～何人となります、と書くのであれば良いかなと思います。

◎会長

別項として立ち上げたほうが良いということですね。

○委員

そうですね。

今のご説明で、下限が 226 人ということになるのであれば、「目安とする」と書く意味もなくなってきます。

あくまで 1 つの学校の人数がどのくらいになるのかなということを示したいのであれば、書き方としては現行制度の元での事実を説明するということですね。

◎会長

事務局としても、そんなに大きな意図を感じられませんので、委員の言われるように事実を書くということであれば、そういうような項目で我々の決めた適正規模の方での児童生徒数を記述するというようお願いしたいと思います。

続きまして、学校の適正配置は本市は優れているので、このままでよろしいですね。

次の 8 ページ 9 ページのあたりで、委員からも少しありましたが、小規模校対策というのが過小規模校対策ではないかというご指摘もありましたが、本市の場合は 4 つの区分に分けていますので、小規模校、適正規模校、大規模校に加えて過大規模校があるというのも、本

市独特の置き方だと思いますので、もし問題なければ過小という言葉は使わなくてもいいかなど、私は思っています。

8 ページ 9 ページあたりの適正化方策というところで、この中で小規模校対策というのを捉えてはどうかということでまとめていただいています、いかがでしょうか。

9 ページの学校の統合についての欄の、統合の対象となる地域ということで、①から④までありますが、「④保護者・地域住民からの要望等があり、特別な事情があると判断される地域」という特別な事情というのはどういったことでしょうか。

●事務局

表現的にその表現がいいのかどうかということも、今ご指摘いただいても感じるところで、保護者・地域住民からの要望があった時点ですぐにできるかということそうではないと思いますので、要望等の妥当性なりの事情を確認したうえでということになるかと思えます。

そのあたり表現を少し検討したいと思えます。

◎会長

何か特別の、ということが気になりました。

それ以外はみなさんいかがでしょうか。

○委員

大観小学校の保護者が動揺したという話がありましたが、こういうことは噂が噂をよんで、思わぬ方へ広がりますので、これははっきりしたことを書いていたらいいと思えます。

◎会長

神戸新聞の7月4日朝刊に「小規模校解消に基準案」という見出しで載りまして、大観小学校区の保護者の方が、学校が無くなるのではないかと非常に動揺されたということでした。

それは、今のところ我々は全く考えていないということは言いたいと思えます。

ですから、今のところこの内容を読むと、大観小学校が即統合ということになるのかというと、そうではないと解釈しております。

○委員

9 ページの「◎統合の対象となる地域」という表現は、「統合の検討対象」という感じではないかと思えます。

これもなるべく強権発動のように読まれないようにしたほうが良いかなという気がしました。

◎会長

まずは検討をしてみるということですね。

○委員

そういうことです。

検討を進めるということは統合ということも考えていくわけですが、ちょっと書き方については変更されたほうが良いかなと思いました。

◎会長

この表現では、話し合いが始まれば統合の対象になっているという捉え方ですね。

また検討してどうするかを決めるのであって、検討という言葉を入れられてはどうかというご意見でした。

○委員

統合の是非を検討する場合と、統合の仕方を検討する場合があつて、どうも後者のような気がします。

◎会長

今のご指摘はそのとおりだと思います。

まず検討から当然入っていくわけであつて、統合の対象地域はここだということにならないように、検討という言葉はぜひ入れていただきたいと思います。

それから、「特別な事情」という表現ももう少し検討していただければと思います。

次に、10 ページの過大規模校対策についても、我々昨年来やってきました大久保小学校のことに非常にマッチした内容でまとめていただいていますので、これも確認はさせていただいたと思います。

11 ページの検討する上での留意事項ということで、どのように検討していくかということで、書いていただいています。「(7)地域コミュニティに対する配慮」は明石市独特のものであるということで、加えていただいた内容です。

12 ページの適正化の判断基準ですが、冒頭にも委員からご指摘があつたように、小規模校対策が中学校では1 学年でいいのか、先ほどとの矛盾はどうかということがあつたと思いますので、事務局から説明いただいた中では3 行目に「良好な教育環境を確保するため」というのを加えていただいて、小規模校対策③として、「検討する」というところを「早急に対策を講ずる」と変更されたということでした。

ここについてはいかがでしょうか。

○委員

今回の答申全体のスキームは、過小規模校をターゲットにするのではなくて、小さいほうは小規模校、大きいほうについては過大規模校ということですので、首尾一貫させようとするならば、「小規模校や大規模校すべてに」という文章を「小規模校や過大規模校すべてに」となるかなと思いますし、「(2)大規模校対策」も「(2)過大規模校対策」とした方がすっきりしますが、ただ大きいところもそれはそれで問題だということを残そうとするとこのままで、また言葉も大小で対応していますので、このままでいいのかなと思います。

ただ反面、小規模校と過大規模校に焦点を当てているということでしたら、入れても問題がなければ大規模校ではなく過大規模校の方が良いような気がしました。

◎会長

先ほどから繰り返し言っていますように、本市では小規模校、適正規模校、大規模校、過大規模校の4つの区分となっています。

特に我々が焦点を当てて、昨年も検討した大久保小学校は過大規模校になります。

今のような4つのフレーズでいくのであれば、この判断基準の場合は、小規模校対策と過大規模校対策ではないかというご発言です。

ただ、大小という文字からいけばこのままでもいいじゃないかということも付け加えていただきました。

●事務局

(2)大規模校対策につきましては、内容を見ていただいたら、①のことは過大規模校ではなく大規模校25学級以上でも、施設的な場合であるとか、そういうことを見ながら対策をしていきたいと思いますということをここでは書かせていただいていますので、そういう面もあって、ここでは過大規模校という言葉を使わずに両方を合わせた大規模校対策というかたちでさせていただきます。

○委員

そういうロジックでもいいのですが、ここでもし過大規模校を使うとすれば、①で過大規模のことを言って、なおということで、大規模であってもこういう条件であれば考えますというふうにすれば、論理的には良いかもしれません。

◎会長

では、上の方に過大規模校についてのことが来て、それでも大規模校も検討しますよ、ということですね。

○委員

校舎に余裕がない場合ですね。

そういった意味で非常に丁寧に作っていただいているので、①と②を入れ替えて今の形でしていただいたらいいと思います。

◎会長

ぜひそういうふうに検討をお願いしますでしょうか。

パッと見たときに、過大規模校対策をしていないのかとなりますので、見た目にもそれは入れていただく方が良いと思います。

適正規模校以外はすべて判断基準に入っているということでいけば、どうでしょうか。

●事務局

はい

◎会長

これでよろしいでしょうか。

小規模校と過大規模校は特にしっかりと、過大規模校に対して大規模校も当然対応していくというかたちになります。

ではこのあたりで、判断基準は良いかと思えます。

13 ページの「6 適正化対策を進めるうえでの留意事項等」も丁寧に書かれています。内容が重なっている部分もありましたが、丁寧に書かれているので良いと思いました。

あとは児童生徒数の推計表を付けていただいています。

全体を通してご意見がありましたらお願いします。

文言を最終的に修正していただくところが何カ所か出てきましたので、事務局の方で修正していただいて、委員へ送っていただいて確認した上での決定としたいと思います。このまま事務局が出してしまうのではなくて、もう一度委員の方へ送っていただいて、まだ反対だとなったらそれは進めないでいったん止めていただいて、もう一度会議の場を設けたいと思います。各委員に修正部分が分かるようにしていただいて、修正案を作っていただいて各委員に送っていただくということでもよろしいでしょうか。そういうかたちで今後進めさせていただきます。

その場合になれば、我々の審議会も一つの大きな役目が終わりますので、各委員よりご感想をいただきたいと思えます。

○委員

気になっているのは、大久保北中学校が今現在、全学年5クラスずつで非常に快適ですが、これからどんどん生徒が増えてくる推計になっています。学校の校舎を建てる時は生徒数を考えて建てていますが、大久保北中学校も今見ていて余裕教室が少なくなってきていますので、どうしても大規模校や小規模校に捉われがちですが、それぞれ実状がありますので、そのあたりも今後考えていけたらと思えます。

◎会長

先ほど決めた適正規模校にぴったり入っていても、学校の中で増加があるのでそういう見方をしてくださいということです。

○委員

良好な教育環境を確保するということが一番大事なことだと思っておりますので、学校の立場もお話しさせていただきましたし、保護者の思いや地域の思いも聞かせていただき、ありがとうございました。

私が気になっているのは、小規模校の対策となると、基準に入っている学校でも11学級になってから、要望がある場合に対策を検討するところから始めるということが理解してもらえようをお願いしたいと思います。

そうでないと、条件を満たしているから対策してもらえんというように捉えられてしまうので、その範疇に入った時にはまずは地域・保護者の要望がある場合に対策をするという部分を上手に伝えるようお願いいたします。

◎会長

そのあたり大事だと思います。

○委員

判断基準のところを見せていただいて、良好な教育環境の確保というところで、過大規模校のときに言っていたように、大規模校であっても、というところを押さえていただいていますので、やはり数だけではないという親切的な文言が入っているというところはありがたいと思います。

○委員

適正規模の関係ですが、小学校と中学校で若干違うと思います。

中学校は学年集団として活動されることが多いように思います。小学校とは若干の違いがあると思いました。

○委員

私の世代は1学級55人から57人という時代で育ってきて、学校の数もそんなに多くありませんでした。しかし、何とか皆さん頑張って生きてきました。

18人が一つの目安というような言葉で括ってしまうのではなく、いろいろ変化していくことも考えながら、まとめていただいたらありがたいです。

◎会長

とても大事なことだと思いますので、例えば児童生徒数のところで今の発言のようなことが入ればありがたいです。

決して適正規模校が全て適正とは言い切れない、何か別のことですよね、そういうことがあればいいと思います。

こういう基準に入れるべきではないと思いますが、ある面まろやかな部分も必要と思います。

○委員

適正規模の学級数が引っ掛かります。中学校の場合9から24と非常に幅があって、市内の中学校が無理やり適正になるように持って行ったような感じがするわけです。

確かに我々の頃と比べると子どもの人数が減っているわけですが、多くても良い面はたくさんありますし、それを大事にしないといけないと思います。

言葉に表して、これが一つの基準だというのは難しいことだと思いますが、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

◎会長

私自身は、本市の持っている状況は他市に比べると非常に良い傾向にあると思います。

ただし、一番大事な視点は以前も指摘がありましたように、子どもの学びが本当に守られ

ているのかということです。その視点で考えましょう。いくら環境が良くて通学距離も短くてある程度分散された校区編成で恵まれているとはいえ、まだそれぞれ課題があります。小さな問題は解決していく必要があると思います。

子どもたちが育つときに、一度きりの小学校1年生、中学校3年生という一度きりの学年ですので、我々は即時性を持って素早くこういう基準を決めて対策すべきだと思いました。

○委員

子どもが不自由なくやっていけるような案になればいいなと思います。

○委員

今回の審議会で、こういう基準ができたのがとても良かったなと思います。

ずっと基準がなくて、大久保小学校は過大規模校ということで、すごく急ぎで対策をしましたが、他の学校の今後のために活かされる判断ができたのではないかと思います。

大規模校対策のところ、保有教室数が3教室以下となった場合、とあります。学校によって大きさがいろいろ違うので、この文章がはいったことで、少しでも早く検討を始めてもらえるのは良いことではないかと思いました。

◎会長

先ほどの委員の大久保北中学校への懸念も、この文言が生きてくると思います。

そういう意味では非常に良かったと思います。

○委員

判断基準の小規模校対策で、中学校が1学年1学級となり、という言葉がありますが、いくつかの小学校から中学校に上がるころがほとんどだと思いますので、中学校が1学年1学級になる前に小学校の問題があると思うので、小学校の問題が出たときに、中学校の問題がいずれ起こってくると思うので、中学校が先に1学年1学級となるのは実際あり得ないのかなと思いますが、もし小学校で1学級になってしまうとなったときに、中学校の対策も考えるというふうにしておくのが良いのではないかと思います。

○委員

事務局のご苦勞をしみじみと痛感しております。学校の建てられた時期もそれぞれ違います。先を見通してと言うのは簡単ですが、今後の開発状況などは完全に見通せるわけではないので、当然そのときの状況に合った学校が建てられ、今も使われているわけです。

地域ごとに人口の増減に違いがあり、学校の推計表からも分かるようにクラス数にすごく大きなばらつきがあります。行政と言うのは基本的にスタンダードがあって、それでいろいろな判断をしていくわけですから、これだけばらつくとなつて様々な政策判断が困っていくのは当たり前のことです。じゃあ学校を動かしましょう、数を合わせていきましょうとなると、別の力学が働いてなかなかそうはできないという、矛盾の中でよくここまでまとめたなと思いました。

足を引っ張る場面もあって、大変申し訳なかったのですが、プランとしては大変良いもの

ができたんじゃないかと思っています。

子どもたちが窮屈ではなくなるというご発言もあって、ちょっと報われたなと思います。

会長が言われたように、この日本において、児童生徒数の増加というある意味嬉しい悲鳴を上げているわけですから、消滅する地域があると言われていの中でこういうふうなことで悩めるというのは、ある意味幸せなことなので、無責任なことを言いますが、嬉しい悲鳴ですので、ぜひ政策を充実して展開していただければと思います。

○委員

それぞれの学校園の問題がありますので、そういう視点での考え方中心になってしまうのですが、明石を代表しての意見を言わないといけないのかなという思いもあります。また、小規模校に対して心苦しい思いもあったのですが、会長に相談したところ、子どもたちに平等な教育環境を作るための基準を検討しているのだと聞いてほっとしたこともありました。

地域では町内会など様々な方に守られています。こういう基準を教育委員会が作っていただくことで、子どもたちも守られるのかなと感じました。これを元にして平等な教育環境というのができれば、我々も嬉しく思いますので、事務局の皆様もよろしくお願いいたします。

◎会長

これで本日の会議を終わらせていただきます。

●事務局

本日のご意見を踏まえて修正の確認という作業は残っておりますが、案の概略をまとめていただいたことに、この場を借りてお礼申し上げたいと思います。

2年前の平成25年9月に、今回案をまとめていただきました小中学校の適正規模等に関する基準のほか、大久保小学校の過大規模対策、また第19次住居表示に伴う大久保町西脇地区の通学区域の3点につきまして、当審議会に諮問させていただき、会長をはじめ各委員のみなさまには本当に明石の子どもの教育環境の向上ということを第一に熱心にご議論いただきました。改めまして、皆様方に敬意と感謝の意を表する次第でございます。

西脇地区の通学区域につきましては、当審議会からも答申に沿いまして、すでに通学区域を変更しておりますし、また大久保小学校の過大規模対策につきましても、在校生等へ対する経過措置はございますが、答申に沿った形で来年度から通学区域を一部変更させていただきます。

今回まとめていただきました小中学校の適正規模等に関する基準につきましても、答申をいただいた後、将来に渡って明石の子どもの良好な教育環境を確保していくために、答申を踏まえながら教育委員会の中で関係者のご意見を伺いながら、各学校の施設整備も含めて適正規模化の取組みを進めてまいりたいと考えております。

当審議会につきましては、この度の答申をもって解散とはなりません。今後も一連の変更に伴います児童数生徒数の推移等も報告させていただきながら、必要に応じてご意見もお伺いしたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

本当にありがとうございました。

以上